

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。(建設業法第24条の6)

なお、**下請業者とは、一次下請業者だけでなく、当該建設工事に従事する全ての下請業者が対象**になります。

元請：特定建設業者の責務とは



現場での法令遵守指導の徹底

【建設業法第24条の6第1項】



下請業者の法令違反については是正指導

【建設業法第24条の6第2項】



下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【建設業法第24条の6第3項】

指導すべき法令の規定

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされている。 (1) 建設業の許可(3条) (2) 請負契約の書面締結(19条) (3) 一括下請負の禁止(22条) (4) 下請代金の支払(24条の3・5) (5) 検査及び確認(24条の4) (6) 主任技術者の設置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項) (2) 危害防止の技術基準等(90条)
宅地造成等規制法	(1) 設計者の資格等(9条) (2) 宅地造成工事の防災措置等(14条2項・3項・4項)
労働基準法	(1) 強制労働等の禁止(5条) (2) 中間搾取の排除(6条) (3) 賃金の支払方法(24条) (4) 労働者の最低年齢(56条) (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6) 安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止(44条) (2) 暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止(4条1項)